

別表（第2条関係）

補助事業名	地方部における就職支援促進事業
補助事業の目的	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の事業所を対象に、地域外からの新規就職者（長期職場体験者を含む）の転居に伴う経費を補助し、地方部における人材確保を支援することを目的とする。
補助事業の対象となる者	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域で介護サービス施設や事業所を経営・管理し、かつ転居に伴う費用の支援制度（赴任旅費等）を有する（または新設する）社会福祉法人等（以下「法人」という。）
補助事業の対象となる経費	地域外から新たに正規職員（長期職場体験者を含む）を採用した際に負担する、敷金、礼金、赴任旅費。 ただし、正規職員は当該年度2月末日に在籍している者を対象とする。
補助率	1 / 2
補助金の額	補助基準額と、補助対象経費の実支出額又は総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率（1/2）を乗じて得た額。 [補助基準額] 1人あたり336,000円
適用除外する条項	第19条
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 地方部における就職支援促進事業補助金所要額調書 (別紙 1)
	(指定期日) 別に定める日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
	(添付書類)
	(指定期日)
第 9 条 第 1 項	(報告事項等)
第 1 1 条	(添付書類) 地方部における就職促進事業費補助金精算調書 (別紙 2)
	(指定期日) 事業完了の日から30日を経過した日、 又は翌年度4月10日のいずれか早い日。
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間)